

平成十八年三月

原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の説明書

外務省

目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
二	協定の主要な内容	一
三	協定の実施のための国内措置	三

一 概説

1 協定の成立経緯

我が国は、燃料供給の安定化に向けて核燃料サイクル政策をとってきている。この政策の一環として、我が国の原子力発電所から生じた使用済燃料を英国又はフランスにて再処理した結果回収されたプルトニウム及びウランを、核燃料として加工するためにベルギー、ドイツ及びオランダに大量かつ継続的に移転することが見込まれている。このような状況の中、我が国は、これらの諸国を加盟国を含む欧州原子力共同体（以下「ユーラトム」という。）との間で、我が国とユーラトム加盟諸国との間の原子力の平和的利用を確保するための協定の締結交渉を行うことについて意見の一致をみたので、平成十一年四月より交渉を開始し、協定の案文につき協議を重ねてきた。この結果、この程案文について最終的合意をみるに至ったので、平成十八年二月二十七日にブリュッセルにおいて、日本側河村欧州連合日本政府代表部大使とユーラトム側ピエバルグス欧州委員会委員との間でこの協定の署名が行われた。

2 協定締結の意義

我が国は、ユーラトムの加盟国のうち英国及びフランスとの間で既に原子力協定を締結しているが、この協定を締結することにより、英仏以外のユーラトムの加盟国との間においても平和的利用を確保しつつ核物質等の移転その他の協力を行うための法的枠組みが整備され、我が国とユーラトムの加盟国との間の原子力分野の協力が更に強化されるとともに国際的な核不拡散への我が国の貢献にも資するものと考えられる。また、ユーラトムの加盟国との間の友好協力関係の維持及び増進の観点からも、この協定の締結は有意義なものと考えられる。

二 協定の主要内容

この協定は、前文、本文十七箇条及び末文並びにこの協定の不可分の一部を成す附属書A、B及びCから成り、その主要内容は、次のとおりである。

1 日本国政府及びユーラトム（以下「両締約者」と総称する。）は、平和的非爆発目的利用のための原子力分野における取引、研究開発等を促進し、及び容易にすることにつき、核物質等の供給、役務の提供、専門家及び公開の情報の交換等の方法により協力する。（第二条）

- 2 両締約者の間で移転される核物質等は、事前通告を行う等一定の手続を満たした場合に限りこの協定の適用を受けることとなり、管轄外に移転された場合等一定の場合にこの協定の適用を受けないこととなる。(第三条)
- 3 この協定の規定は、誠実に適用し、原子力の平和的非爆発目的利用の推進を妨げる等のために利用してはならない。(第五条)
- 4 両締約者は、この協定の下での協力から生じた知的財産等の適切かつ効果的な保護を確保する。(第六条)
- 5 この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行い、また、この協定の適用を受ける核物質は、平和的目的以外の目的では使用してはならず、いかなる核爆発装置又はその研究若しくは開発のためにも使用してはならない。(第七条)
- 6 この協定の下での協力は、適当な場合にはユーラトムの保障措置が適用されていること及び両締約者が国際原子力機関(以下「機関」という。)との間で締結している保障措置協定に基づく保障措置の適用が受諾されていることを要件として、行う。(第八条1)
- 7 この協定の適用を受ける核物質には、両締約者が機関との間で締結している保障措置協定に基づく保障措置等が適用される。(第八条2)
- 8 この協定の適用を受ける核物質は、一定の条件が満たされない限り、両締約者のうち受領側の管轄外(供給側の管轄内を除く。)に移転されない。(第九条)
- 9 両締約者は、この協定に基づいて移転された核物質等の安全かつ効果的な管理に関する情報を交換する。(第十条)
- 10 日本国政府並びにユーラトムの加盟国政府及び場合により欧州委員会は、この協定に基づいて移転された核物質等について、各自の採用した基準に従って防護の措置をとる。(第十一条)
- 11 この協定の規定は、日本国政府が締結している英国との原子力の平和的利用協力協定及びフランスとの原子力の平和的利用協力協定の規定を補完し、かつ、場合によりこれらの協定の関係規定に優先して適用される。(第十二条)
- 12 両締約者の一方がこの協定の一定の規定に違反する場合には、他方は、この協定の下でのその後の協力を停止し、又はこの協定を終了させ、及びこの協定に基づいて移転された核物質の返還を要求する権利を有する。(第十三条)
- 13 両締約者は、この協定の下での協力を促進するため、及びこの協定の解釈又は適用に関し問題が生じた場合には、相互に協議す

る。この協定の解釈又は適用から生ずる紛争が交渉等により解決されない場合には、当該紛争を仲裁裁判に付託することを合意することができる。（第十五条）

14 この協定は、両締約者がそれぞれの内部手続を完了した旨を通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日から三十年間有効であり、その後は一方の締約者が有効期間満了日の六箇月前までにこの協定を終了させる旨を通告しない限り、自動的に五年間ずつ延長される。（第十七条1）

15 この協定の下での協力の停止又はこの協定の終了の後においても、一定の規定は引き続き効力を有する。（第十七条2）

16 附属書Aは設備及び核物質ではない資材とされる物を、附属書Bは協定の適用を受ける核物質等の再移転に当たって得るべき保証の内容を、及び附属書Cは協定の適用を受ける核物質について確保すべき防護の水準をそれぞれ定めている。

17 この協定に関連し、保障措置の適用、再移転、核物質の防護措置等に係る補足的な合意事項を記録した合意された議事録が作成されている。

三 協定の実施のための国内措置

この協定を実施するための新たな立法措置及び予算措置は、必要としない。

